道路法32条及び24条申請に必要な書類

- ・ 道路占用許可申請書又は道路工事施工承認申請書
- ・占用工事実施に伴う通行禁止等について(申請)
- ・工事同意書(道路法32条及び24条)
- 位置図
- ・平面図 (工事施工後の本復旧範囲も図示すること)
- ・断面図(工事施工後の本復旧の舗装構成も図示すること)
- 構造図
- 交通安全対策図
- ・迂回路図(工事箇所を通行禁止とする場合)
- ・給水装置工事施工申請書の写し(決裁済みのもの。給水管埋設の場合)
- ・下水道法第16条承認書の写し(下水道管埋設の場合)
- ・その他必要な書類

上記の書類を3部提出お願いします。(通行規制を伴わない申請については、2部提出)

《備考》

※許可申請から許可書交付までは10日間~2週間(目安)となります。

※道路占用許可申請書及び占用工事実施に伴う通行禁止等について(申請)の申請者は原 則施主とするようお願いします。施主以外の方が申請者となる場合は施主からの委任状の 添付をお願いします。

※工事同意書は工事箇所の大字の区長に工事内容および交通規制の方法を説明していただき、必要事項を記入、区長印を押印のうえ提出をお願いします。

また、大字の境界で工事を行う場合、またがる二つの大字の区長の工事同意書の提出をお願いします。

※道路側溝など地元の水利関係に影響を及ぼすような工事に関しては水利組合長、または 土地改良区理事長の工事同意書を区長の工事同意書と併せて提出をお願いします。

※その他疑問点は建設課に問い合わせをお願いします。